

学校教育課

教職員の働き方改革について－国の中央教育審議会の提言を受けて－

1 「学校における働き方改革に係る緊急提言」の概要

(平成29年8月29日中央教育審議会初等中等教育分科会 学校における働き方改革特別部会)

教職員の長時間勤務の看過できない実態の改善に向けて「今できることは直ちに行う」という認識を教育に携わる全ての関係者が共有するとともに、必ず解決するという強い意識を持って、それぞれの立場から取組を実行し、教職員がその効果を確実に実感できるようにする。

- (1) 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること
- (2) 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと
- (3) 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

2 本市教職員の長時間勤務の実態（平成28年度）

	1ヶ月80時間以上	1ヶ月60時間以上が 3ヶ月連続	1ヶ月30時間以上が 6ヶ月連続
小学校（30校）	15人	20人	32人
中学校（15校）	727人	229人	344人
合計	742人	249人	376人

(のべ人数)

3 教職員の負担軽減に向けての取組（教育委員会）

- (1) 校長等の管理職により教職員の勤務時間の実態の正確な把握を行い、勤務内容の改善策を助言したり健康状態の聞き取りを行うなど、定時退庁を基本とした働きやすい職場づくりに努める。
- (2) 中学校における「ノー部活デー」等の拡充を行う。
- (3) 業務の効率化をはかるため ICT 機器を活用した校務支援システム導入の検討を行う。
- (4) 教員1人当たりの担当授業時数の軽減と授業準備の充実を目的とした教員数の増員の要望を行う。
- (5) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）の配置促進要望を行う。